

特別養護老人ホーム
整備運営事業者募集要領（増床分）

令和7年（2025年）4月
広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

特別養護老人ホーム（増床）整備運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

今回の募集は、「第9期広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））」において整備を計画している特別養護老人ホームの整備運営事業者を選定するために行うものです。

2 募集概要

(1) 整備期間	令和7年度～9年度 ※1 令和8年度中に着工すること。 ※2 令和10年4月1日認可により、増床部分について事業開始するものを含む。
(2) 整備総数	39人分
(3) 整備内容	既存の広域型（定員数30名以上）特別養護老人ホームの増床 ※1 既存の特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の特別養護老人ホームへの転換（以降、転換という）のうち、本市から補助金の交付を受け、以下のいずれかの改修を行い増床するものを含む。 ①多床室から個室への改修 ②P9のプライバシーに配慮した多床室（BタイプからEタイプ）への改修 ※2 ただし、本市の整備運営事業の補助を受けた老人短期入所施設は、事業開始後10年を経過したものに限る。
(4) 応募資格	社会福祉法人
(5) 整備用地	自己所有地又は借地 ※1 応募日現在、整備用地を取得予定又は借地予定の場合は、土地売買確約書又は地上権（賃借権）設定確約書の締結により取得又は借地が確実であることが必要です。 ※2 整備運営事業者として選定された場合は、借地について、地上権等の登記を必須とします。

3 施設整備費に係る補助金の交付額

(1) 定員1人当たりの補助基準単価 374万6,000円

ア 老人短期入所施設（ユニット型個室又は従来型居室）を整備する場合は、整備する特別養護老人ホーム入所定員数の10%以内（端数切捨て）に限り、老人短期入所施設について上記の補助金を交付します。また、老人短期入所施設の整備は必須要件ではありません。

イ 転換による増床については、多床室から個室、若しくはP9のプライバシーに配慮した多床室（BタイプからEタイプ）への改修により増床する場合に限り補助の対象とします。その場合の定員1人当たりの補助基準単価は187万3,000円となります。

ウ なお、整備運営事業者を選定した場合であっても、広島市の予算が措置されなかった場合は、補助金は交付しないものとします。また、浸水想定区域内に整備する場合は一定の要件を満たす必要があります（詳細はP12～13のとおり）。

(2) 補助金交付額の算出方法

区 分	補 助 基 準 単 価 及 び 算 出 方 法												
ア 転換による増床以外	① 3 7 4 万 6, 0 0 0 円×増床部分に係る特別養護老人ホーム入所定員数 ② 3 7 4 万 6, 0 0 0 円×増床部分に係る老人短期入所施設利用定員数※ ※増床部分に係る特別養護老人ホーム入所定員数の 1 0 %以内（端数切捨て） （例）特別養護老人ホーム（定員 2 0 人） 老人短期入所施設（併設、定員 1 0 人）の増床の場合 <table><tr><th>対象施設</th><th>定員</th><th>補助金交付額</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>2 0 人</td><td>7, 4 9 2 万円</td></tr><tr><td>老人短期入所施設</td><td>2 人</td><td>7 4 9 万 2 千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>8, 2 4 1 万 2 千円</td></tr></table>	対象施設	定員	補助金交付額	特別養護老人ホーム	2 0 人	7, 4 9 2 万円	老人短期入所施設	2 人	7 4 9 万 2 千円	合 計		8, 2 4 1 万 2 千円
対象施設	定員	補助金交付額											
特別養護老人ホーム	2 0 人	7, 4 9 2 万円											
老人短期入所施設	2 人	7 4 9 万 2 千円											
合 計		8, 2 4 1 万 2 千円											
イ 改修を伴う転換による増床	① 1 8 7 万 3, 0 0 0 円×増床（転換）部分に係る老人短期入所施設利用定員数 （例）併設老人短期入所施設(多床室、定員 2 0 人)を個室に改修し、転換した場合 <table><tr><th>対象施設</th><th>定員</th><th>補助金交付額</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>2 0 人</td><td>3, 7 4 6 万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>3, 7 4 6 万円</td></tr></table>	対象施設	定員	補助金交付額	特別養護老人ホーム	2 0 人	3, 7 4 6 万円	合 計		3, 7 4 6 万円			
対象施設	定員	補助金交付額											
特別養護老人ホーム	2 0 人	3, 7 4 6 万円											
合 計		3, 7 4 6 万円											

※ 補助金交付額は、民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき算定するものであり、整備区分又は工事の整備に要する費用の額によって、上記補助金交付額に満たない場合があります。

4 応募方法等

(1) 事前協議書の提出・個別説明

募集に関する事業者意向を把握するとともに、事業者による設置計画書作成を支援し、提出後の審査手続を円滑に進めるため、応募に際しては事前協議を必須とします。事前協議書の提出がない事業者からの応募書類は受理しませんので、御注意ください。

ア 受付期限	令和7年5月30日（金）午後5時15分（厳守）
イ 受付場所	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係（広島市役所本庁舎2階） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL：082-504-2721 FAX：082-504-2136 Eメール：kaigo@city.hiroshima.lg.jp
ウ 提出書類	「事前協議書」及び平面図 ※ 提出時点の概要・計画図面で可。
エ 留意事項	① 事前協議書の提出の際に、今後の募集・選定スケジュールなどの基本的な内容について個別に説明します。 ② 事前協議書の提出後、応募を取りやめる場合には、辞退届を提出してください。なお、辞退をもって、次回以降の応募に際して不利益になることはありません。

(2) 質疑応答

以下のとおり募集要領に関する質問を受け付けます。

ア 受付期限	令和7年7月31日（木）午後5時15分まで
イ 受付場所	事前協議書と同じ
ウ 提出書類	特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要領等に対する質問書
エ 提出方法	電子メール、FAX又は来課（要事前連絡）のいずれでも可 （必要に応じて追加資料の提出や来課を依頼することがあります。）
オ 回答	① 電子メールにより、原則として直接事業者へ行います。 ② なお、質問内容が募集要領に関するものである等、広く周知すべきと判断した場合は、随時、広島市ホームページに掲載します。

(3) 設置計画書提出

【一次提出】

ア 受付期限	令和7年9月5日（金）午後5時15分（厳守）
イ 受付場所	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係（広島市役所本庁舎2階） 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
ウ 提出書類	「設置計画書」、指定様式及び図面等 ※1 様式内「提出書類一覧表」のとおり。 ※2 「設置計画書」及び指定様式は、市ホームページからダウンロードしてください。 ○ 広島市ホームページのアドレス http://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014902/1025759/1025762/1038833.html ページ番号：1038833
エ 提出部数	4部（正本1部・副本3部）※1※2及び電子データ ※1 提出書類は原則A4版（縦位置・横書き）に統一し、提出書類一覧表とともにA4版パイプファイルにつづり、書類No.のインデックスをつけてください。また、ファイルの表紙及び背表紙には、施設名と事業者名を明記してください。 ※2 位置図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図（書類番号2-1～2-6）は、書類No.のインデックスを付した上でフラットファイルにつづり、別途5部提出してください。
オ 提出方法	持参及び大容量ファイル交換システム ※1 提出書類（図面等（書類番号2-1～2-9）、整備予定地の写真（書類番号6-1）、その他指定様式、任意様式）の電子データは、本市の大容量ファイル交換システムを通じて、別途提出してください。 ※2 なお、大容量ファイル交換システムのリンク等については、事前協議書を提出した事業者に対して事前に通知します。

カ 審査及び指摘	① 提出された設置計画書について、書類審査を行います。 ② 書類審査の結果、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）」に適合しない、浸水想定区域等における被害対策が十分ではないため補助金の交付対象とならないおそれがあるなど、適否判定上の疑義等について、提出後 1 か月程度で確認の上、その旨の指摘を文書で行います。 ③ また、指摘事項のない場合にもその旨を連絡します。
キ 留意事項	① 設置計画書の作成、提出等に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。 ② また、提出された書類は、返却しません。 ③ 提出された設置計画書等は公文書となるため、広島市情報公開条例に基づき情報開示を行うことがありますのであらかじめ御承知おください。

【二次提出】

ア 受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）午後 5 時 1 5 分（厳守）
イ 受付場所	一次提出と同じ
ウ 提出部数	4 部（正本 1 部・副本 3 部）提出書類等については、一次提出と同じ。 ※ 1 一次提出後に本市から指摘を受けた部分を修正して提出してください。 ※ 2 位置図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、面積表及びユニット一覧表（書類番号 2-1～2-8）、整備予定地の写真（書類番号 6-1）は、フラットファイルにつづり、<u>別途 2 0 部</u>を提出してください。なお、二次提出後、本市から追加資料の提出を依頼することがあります。 ※ 3 設置計画書提出後に本市職員が整備用地の現地調査を行います。予め、現在の土地所有者の承諾を得て、土地所有者の同意があったことを証する書類を併せて提出してください。
エ 留意事項	① 二次提出書類受理後、適否判定上「否」と判断される事項がある場合は、選定対象としないので十分注意してください。 ② 二次提出後は提出書類の変更を認めません。

5 整備運営事業者選定方法等

(1) 整備運営事業者選定方法

ア 適否判定

二次提出書類受理後、社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、「特別養護老人ホーム整備運営事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」の適否判定基準（P 6～P 11）に基づき審査を行い、判定結果を各応募事業者に通知します。

適否判定で「否」と判定された応募者は、整備運営事業者選定の対象外となります。

イ 整備運営事業者の選定

社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、整備総数を超えない範囲で、下表①～④の順（①、②においてはa～cの順）に基づき、優先順位の高い事業者から順に選定します。

優先順位	内 容
①	a 併設老人短期入所施設からの転換以外の整備手法を用いて増床する施設の事業者
	b 併設老人短期入所施設からの転換の整備手法を用いて増床する施設の事業者
②	a ユニット型居室を増床する施設の事業者
	b 全室個室の従来型居室を増床する施設の事業者
	c 従来型多床室を増床する施設の事業者
③	増床数が多い施設の事業者
④	令和6年度における当該特養の稼働率が高い施設の事業者 ※ 稼働率の算出方法 $\text{稼働率} = \text{利用者延べ人数} / (\text{定員数} \times \text{日数})$ ただし、利用者延べ人数の計算において、退所日の利用者は計算に加えない。

(2) 選定結果の通知及び公表

ア 応募者に対し、選定結果を通知します。また、応募者名、選定順位、選定結果及び選定した整備運営事業者の設置計画書の概要を広島市ホームページに掲載します。

イ また、浸水想定区域等における被害対策が十分ではないため補助金の交付対象とならない場合については、選定結果に併せて通知します。その際、市補助金を受けずに整備する内容の資金計画を提出していただきます。

ウ 整備運営事業者に選定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散や、補助金の交付対象とならないことなど本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。

(3) 辞退者が出た場合の対応

令和7年12月26日（金）までに辞退者が出た場合には、整備総数を超えない範囲で、選定順位のより高い事業者を追加選定します。

6 特別養護老人ホーム整備スケジュール（例）について

P 14のとおり。

特別養護老人ホーム整備運営事業者選定基準（増床分）

1 適否判定基準

(1) 整備運営主体 (応募者)	① 適正な運営を行っていること。 【具体例】 ・ 法人・施設運営に関し、直近の指導監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 施設整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと。 ② 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと。 【注意事項】 ※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。 ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者 イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む） ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む） エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む） オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む） ※2 設置計画書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。 ③ 広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づき、低所得者の利用者負担軽減を図ることとしていること。
(2) 設置計画	① 令和8年度末までに着工することともに、令和9年度末までに老人福祉法による入所定員増加の認可を受け、「特別養護老人ホーム事業変更届」を提出することが見込まれる計画であること。 ② 別紙1（P7）における「整備予定地要件」を満たすこと。 ③ 別紙2（P8）における「施設要件」を満たすこと。 ④ 別紙3（P10）における「資金計画要件」を満たすこと。 ⑤ 別紙4（P11）における「既入所者等・地元説明要件」を満たすこと。

整 備 予 定 地 要 件

1 各種法令等に適合し、かつ、広島市内に用地確保が確実であること。

- ① 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に所在していないこと。
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域（同法に基づく基礎調査の結果として公表された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に相当する範囲を含む。）に所在していないこと。
- ③ 広島県土砂災害警戒区域図における土砂災害危険箇所にあるに所在していないこと。

- ※1 土砂災害特別警戒区域等の指定状況や広島県土砂災害警戒区域図は、広島県ホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で閲覧することができますが、詳しくは、広島県にお問い合わせください。
- ※2 「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に該当しているのが整備予定地の一部である場合であって、当該区域に建物やその他入居者が日常的に使用する設備等（来客用駐車場含む）を配置しない計画であるときには、適否判定上問題ないものとして取扱う場合があります。

2 自己所有地又は借地により、整備用地が確実に確保できること。

- ※1 土地は、原則として、法人が所有権を有してください。
- ※2 土地を借地により整備する場合、整備運営事業者として選定された後に、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要です。
- ※3 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。
- ※4 敷地は、公道に面しているか、進入路が確保されるものとしてください。また、緊急車両が進入できるものとしてください。

3 整備用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。

施 設 要 件

1 既存施設（入所定員数30人以上）の現在定員の増員を伴う増築整備であること。

- ※1 新たに特別養護老人ホームの設置認可を要するものは、新設扱い（本募集の対象外）とします。
- ※2 既存施設の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）のみによるものは、多床室から個室、若しくはプライバシーに配慮した多床室（別添のBタイプからEタイプ）への改修に限り、その場合の定員1人当たりの補助基準単価は187万3,000円とします。

2 都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市養護老人ホーム設備等基準条例及び広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例等に適合していること。

- ※1 基準が数値化されていないなどの理由により基準への該否が不明な場合は、図面により関係課に確認を行ってください。
- ※2 宅地造成・特定盛土等工事の許可が必要な場合は、都市整備局指導部宅地開発指導課と十分に協議を行ってください。令和8年度末までに、当該宅地造成工事の許可を終え、令和9年度末までに造成工事を含めた特別養護老人ホームの建設工事及び老人福祉法による設置認可を終える必要があります。
- ※3 都市計画法改正により、公共公益施設である特別養護老人ホームについても開発行為等の許可が必要となりますので、宅地開発指導課にお問い合わせください。また、宅地造成工事及び開発行為等の許可が不要な場合であっても、広島市土砂堆積等規制条例又は広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく土砂堆積の許可が必要になる場合もあります。
- ※4 また、一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書、又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局指導部建築指導課、又は都市整備局緑化推進部緑政課にお問い合わせください。

3 特別養護老人ホームは、ユニット型個室又は従来型居室（個室又は多床室）であること。

ただし、従来型多床室を整備する場合は、カーテンではなく壁等で入所者の居住空間を区分し、プライバシーに配慮した多床室（別添のBタイプからEタイプ）とすることとし、1の居室の定員は2人以上4人以下であること。

- ※ ユニットの基準を満たさない主な事例
- ア 当該ユニット以外の入居者が、当該ユニットの共同生活室を通らなければ、施設の他の場所に移動できない場合
 - イ 共同生活室に近接して一体的に設けられていない居室がある場合（共同生活室から遠く離れた居室がある場合）
 - ウ どのユニットに属するのか不明な居室がある場合
 - エ 入居定員が15人を超えるユニットがある場合
 - オ 入居定員が10人を超えるユニット数が総ユニット数の半数を超える場合（特別養護老人ホームに係るユニット又は老人短期入所施設に係るユニットごと）
 - カ 同一ユニット内に、特別養護老人ホームに係る居室と老人短期入所施設に係る居室が混在する場合

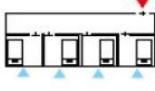
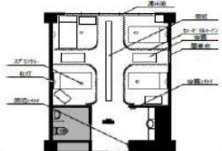
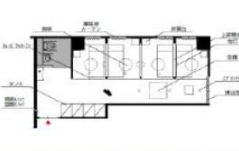
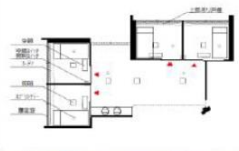
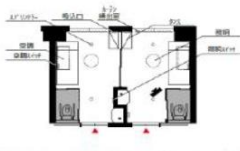
4 ユニット型個室とする場合は、1ユニットの入居定員数は、おおむね10人以下とし、15人を超えないものであること。

5 既に併設されている地域交流スペースの面積を縮小しない計画であること。

- ※1 150㎡以上の地域交流スペースについては、150㎡以上を維持するものとします。
- ※2 地域交流スペースについては、「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について（平成17年10月5日社援発第1005014号）」のⅠ及びⅡを参照してください。
- ※3 地域交流スペースは、可動間仕切り等により他の部分と分けられる構造としてください。

居室類型（多床室を整備する場合）

A～Eタイプの多床室のうち、B～Eタイプであれば、プライバシーに配慮した多床室として認める。

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
カーテン等で仕切られているタイプ。 個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。 	天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。 外気・外光を取り入れる窓が窓際2床に限られている。 	ベッドを並べるタイプ。 各床には窓があるが、壁は天井まで達していない。 	個室的多床室タイプ。 壁は天井まで達しているが、専有面積は小さい。 	個室に準ずるタイプ。 2床室を天井まで達した壁で仕切り、扉を設けて出入りを可能にしている。 
				
				

AタイプからEタイプの居室類型の引用は、社会保障審議会 介護給付費分科会（H26.10.29）
「介護福祉施設サービスの報酬・基準について（案）」より抜粋

資 金 計 画 要 件

1 用地購入及び建設に係る自己資金が確実に確保できること。

2 借地の場合、借地料が確実に確保できること。

※ 土地を借地により整備する場合、借地料については、事業開始後の資金収支計画上支出可能な金額としてください。

3 事業開始後の資金計画が適切であること。

※1 介護保険給付費等の収入や人件費等の支出を適切に算出してください。このとき広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づく、利用者負担軽減措置を見込んだものとしてください。

※2 増床後の施設全体の資金計画を作成してください。

※3 居住費・食費等については、利用者負担軽減の観点から、厚生労働大臣が設定している基準費用額を踏まえ適切に設定してください。

4 事業開始時の運転資金（年間必要資金の2/12以上）が確実に確保できること。

※1 確実な資金計画を立ててください。

※2 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※3 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。設置計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることのないよう注意してください。

5 その他（借入金について）

※1 施設整備に係る借入金は、原則として独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の融資及び機構の融資に協調して行われる民間金融機関からの融資のみに限ります。また、無担保で借入れを行うことにより、所轄庁からの承認が不要である場合は、協調融資ではない民間金融機関からの融資を認めます。

※2 機構等からの借入れが困難になった場合、選定を取り消すこともありますので、自己資金を確実に確保するよう十分注意してください。

※3 機構等からの借入れを予定している場合は、この設置計画書作成に併せて機構等との融資の相談・協議を進めてください。

※4 償還計画は、入所者から徴収する居住費、寄附金等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。ただし、既存法人については、法令等に定められた範囲内において他会計からの繰入金により償還することも差し支えありません。なお、借入金の償還に対する助成制度はありません。

既 入 所 者 等 ・ 地 元 説 明 要 件

1 既入所者等及び地元への説明が行われていること。

※1 既入所者等への説明の対象は、既入所者、入所待機者及びそれらの家族等（後見人、身元保証人を含む。）とします。

また、地元説明の対象は、地域住民等（整備予定地に隣接する土地に居住する住民や隣接地権者）及び整備予定地のある町内会等とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会等との境界付近に位置する場合など、施設の設置に伴い周辺町内会等も影響を受けることが見込まれる場合は、その町内会等へも説明を行ってください。

なお、増床整備に際して移転改築する場合は、現在施設のある地域住民等及び町内会等にも丁寧に説明してください。

※2 既入所者等への説明に当たっては、原則として説明会を開催してください。また、説明会に参加できない既入所者等に対しては、資料の送付等により周知してください。その場合は資料に返信用封筒と意見を記入する様式を添付するなどして、意見を聴取できる体制を整えてください。なお、意見・要望があった場合には、必ず回答してください。

※3 地域住民等への説明に当たっては、町内会等への説明会参加者を除き、可能な限り訪問の上実施するよう徹底し、ポスティングのみの説明や、不在のため説明未実施という対応は控えてください。

※4 町内会等に説明を行うに当たっては、会長等に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会等に入会していない住民にも配慮してください。

※5 説明に際しては、施設の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、施設の建設及び解体に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び増床整備後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な内容を説明してください。

なお、この説明は、広島市に応募するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、整備運営事業者の選定に係る審査を受け、そこで選定された場合に増床整備を行うものであることを併せて説明してください。

また、既入所者及びその家族等に対しては、増床整備工事中の入所者処遇、移転改築を伴う場合は新施設への既入所者の引越方法及び新施設での入所者処遇について併せて説明してください。

2 施設整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、反対理由に応じた具体的な対応方策を示すとともに、その後の交渉状況及びその結果を書面により報告すること。

※ 提出された内容について、説明先の代表者に確認を求めることがあります。

その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。

応募に係る注意事項

1 設置計画書の記載等

- (1) 整備運営事業者の選定は、提出された設置計画書に沿って審査を行います。設置計画書には、取組の主旨を明瞭かつ簡潔に記載してください。
- (2) 増床に伴い、既存施設の全部又は一部を取り壊す場合等は、財産処分の承認申請が必要となる場合がありますので、事前に当課へ相談してください。

2 工事契約について

原則、一般競争入札としますが、理事会において、適切な整備に資する等、合理的な理由があると認めた場合は、指名競争入札とすることを認めます。

3 選定の取消し等について

- (1) 以下の場合、選定の取消しを行うことがあります。また、選定した整備運営事業者が要した経費について、本市は一切負担しません。
 - ア 提出された設置計画書（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした場合
 - イ 整備運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が発生した場合
 - ウ 施設を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和9年度末までに介護老人福祉施設整備の完了が困難と見込まれる場合
 - エ 設置計画書に関する重要な事項（整備場所、施設規模、資金計画、併設施設等）を変更する場合
（施設の実施設計に伴うもの等やむを得ないもので、評価に影響を与えないものに限り、本市と協議の上、認めます。）
- (2) 整備運営事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、整備運営事業者として選定される前に辞退した場合を除き、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の特別養護老人ホームの整備運営事業者の募集に応募できません。

4 選定された施設の運営等について

- (1) 介護サービス利用者負担、居住（滞在）費及び食費について、広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づき、低所得者の利用者負担の軽減を図ってください。
- (2) 居住（滞在）費及び食費については、利用者負担軽減の観点から、平均的な費用等の額を勘案し厚生労働大臣が設定している基準費用額を踏まえ、適切に設定してください。
- (3) 入所者の決定については、広島市指定介護老人福祉施設等入所指針に基づいて行ってください。
- (4) 関係法令等の改正によって、提出された設置計画等が変更になる場合があります。その際には、改正後の関係法令等を基に運営してください。

5 補助金の交付について

- (1) 市の補助金を受けて施設整備を行う場合、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。これに違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがありますので、十分注意してください。
- (2) 以下に示す浸水想定区域等での増床整備は、補助金交付の対象としません。

ただし、整備予定地での整備がやむを得ないと認められる場合は、補助を認めます。その場合には、当該土地での整備がやむを得ない理由書（書類番号 6-9）及び十分な被害対策を講ずる内容の誓約書（書類番号 6-10）を提出してください。

※ 浸水想定区域等とは、次のいずれかに該当する区域とします。

- ア 水防法第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
- イ 津波防災地域づくりに関する法律第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
- ウ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による改正前の特定都市河川浸水被害対策法第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

特別養護老人ホーム整備スケジュール（例）

年度	時 期	内 容
令和7年度	令和7年4月上旬	募集開始
	5月30日	事前協議書提出期限
	9月5日	設置計画書受付（一次提出）期限【法人→市】 （設置計画書に係る書類審査）
	（提出後1か月程度）	指摘事項の通知【市→法人】
	10月17日	設置計画書受付（二次提出）期限【法人→市】
	11月下旬	社会福祉施設等の施設整備選定委員会で適否判定審査及び整備運営事業者選定
	12月下旬	広島市社会福祉法人設立認可等審査会で整備運営事業者選定の承認 整備運営事業者選定結果の通知【市→法人】
	令和8年1月	独立行政法人福祉医療機構への借入申込【法人→機構】
	2月	実施設計・建築確認申請【法人→市等】
令和8年度	令和8年10月	建築工事請負業者の決定、契約
	11月	工事着工
令和9年度	令和9年11月	竣工（各種検査、建築工事完了検査、建物引渡し 等） 施設定員増認可申請【法人→市】
	12月	施設定員増認可【市→法人】
	令和10年1月	介護保険施設変更届【法人→市】 事業開始

※ このスケジュールは、整備総数を超える応募があった場合の令和10年1月事業開始予定事業者の例です。